

# 事務所通信

令和5年新春号

あけましておめでとうございます。

昨年中は、お世話様になりまして、ありがとうございました。

本年もどうぞよろしく願いいたします。

令和5年度税制改正大綱（税制改正案）が、昨年12月16日に発表となりました。今回、中小企業に関連する主な改正案と、相続税に関する改正案を掲げます。

## 1. 中小企業の法人税の軽減税率の特例の2年間延長

資本金が1億円以下の中小企業の法人税の税率が現行どおり、2年間延長されることになりました。

現行：所得のうち年800万円以下の部分は、15%

所得のうち年800万円を超える部分は、23.2%

## 2. 中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の2年間延長（中小企業投資促進税制）

資本金1億円以下の青色申告の法人が、新品の機械装置などを取得して製造業など指定の事業に使った場合に、

1 取得価額の30%相当額の特別償却

又は

2 資本金3,000万円以下の中小企業では、取得価額の7%相当額の税額控除（ただし法人税額の20%が限度とされます）

のいずれかの適用ができました。

この適用が2年間延長されます。

ただし、対象資産から、主要な事業以外のコインランドリー業に使う機械装置で、その管理の全部を他者に委託するものは適用対象外とされました。

## 3. 中小企業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の2年間延長（中小企業経営強化税制）

資本金1億円以下の中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた青色申告の法人で、新品の特定経営力向上設備などを取得して指定の事業に使った場合に、

1 いわゆる即時償却（全額経費計上ができる）

又は

2 特定経営力向上設備などの取得価額の7%（資本金3,000万円以下の中小企業では、取得価額の10%）相当額の税額控除（ただし法人税額の20%が限度とされます）

のいずれかの適用ができました。

この適用が2年間延長されます。

ただし、特定経営力向上設備などの対象から、主要な事業以外のコインランドリー業に使う機械装置で、その管理の全部を他者に委託するものは適用対象外とされました。

#### 4. 消費税インボイス制度の緩和 その1

##### 《基準期間の課税売上が1億円以下の事業者に関するもの》

令和5年10月1日より、消費税の適格請求書制度（いわゆるインボイス制度）が導入されます。

原則として、**仕入・外注・経費の適格請求書**とそれに基づいて記載した**帳簿の保存**の両方が「仕入税額控除」をするための条件とされています。

**今回、基準期間の課税売上高が1億円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの6年間に、国内において行う仕入・外注・経費の1回の支払が1万円未満である場合には、例外として所定の事項が記載された帳簿保存のみで「仕入税額控除」が認められることとなります。**

#### 5. 消費税インボイス制度の緩和 その2

##### 《「免税事業者」に関するもの》

令和5年10月1日より、消費税の適格請求書制度（いわゆるインボイス制度）が導入されます。

**免税事業者が令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の課税期間に消費税の適格請求書発行事業者となったことにより「事業者免税点制度」の適用を受けられないこととなる場合には、その課税期間の納付消費税額を「課税売上高」に対する消費税額の2割とすることができることとされます。**

（個人事業の前々年、法人の前々事業年度の課税売上高が、1,000万円以下の事業者については、その課税期間について、消費税を納税する義務が免除されています。これを事業者免税点制度といいます。）

なお、この適用を受けようとする場合には、消費税の確定申告書にその旨を付記するものとされます。

免税事業者のお客様は、このインボイス制度を選択なさるかどうかのご判断を悩んでいらっしゃると思います。

この点は、改めて今回の改正案を踏まえまして、担当者よりご説明差し上げます。

## 6. 相続開始前3年以内の贈与財産の、相続税の課税価格への加算期間の見直し及び相続時精算課税制度についての見直し

### 1 現行の贈与税の制度には、

- ① 暦年課税制度
  - ② 相続時精算課税制度
- の2つの制度があります。

### 2 暦年課税制度とは、たとえば、親が子に生前贈与をした場合に、

- ① 子が、その年中に取得した贈与財産の価格から基礎控除110万円を控除して贈与税を計算して申告する制度です。あらかじめの手続きは不要です。
- ② ただし親が亡くなった時に、子が相続または遺贈により財産を取得した場合で、親から相続開始前3年以内に贈与により財産を取得していたら、親の相続税の計算で、相続財産の価額に、贈与財産の価額を加算して、相続税を計算することになります。
- ③ この場合、相続開始前3年以内の贈与財産の贈与税額は、相続税額から控除されます。

### 3 相続時精算課税制度とは、たとえば、親が子に生前贈与をした場合に、

- ① 子が、
  - イ 所定の手続きをして、
  - ロ 贈与税の申告をすることにより、
- ② 親が亡くなった時、親の相続税の計算で、相続財産の価額に、生前贈与財産の贈与時の価額を加算して、相続税を計算するという制度です。
- ③ この場合に、生前の贈与税がかからなかった場合、又は不足していた場合には、相続税の納税となります。  
一方で、生前に納め過ぎた贈与税は、還付されます。
- ④ 相続時精算課税制度を選択した場合の贈与税は、「贈与税額が2,500万円に達するまではかからず、2,500万円を超えた部分は、一律20%の課税」となります。贈与税がかからなくても贈与税の申告は必要です。
- ⑤ 一度「相続時精算課税制度」を選択すると、以後の生前贈与はすべてこの制度の対象となり、途中で変更できないこととなっています。
- ⑥ 相続時精算課税を適用できる方は、贈与者と受贈者は直系の血族で、年齢条件があります。
- ⑦ 贈与者は、贈与した年の1月1日に、60歳以上である父母又は祖父母であることが必要です。
- ⑧ 受贈者は、贈与を受けた年の1月1日に、18歳以上である子や孫であることが必要です。(令和4年3月31日以前の贈与により財産を取得した場合には、20歳以上の子や孫であることが必要でした)

#### 4 今回の暦年課税制度の改正案

- ① 相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間を、現行の「3年以内」を「7年以内」に見直しが行われます。
- ② この改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。

#### 5 今回の相続時精算課税制度の改正案

- ① 相続時精算課税適用者が、特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の暦年課税制度の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとされます。
- ② 特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算される贈与財産の価額は、基礎控除110万円を控除した残額とされます。
- ③ この改正は、令和6年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る相続税または贈与税について適用されます。

#### 7. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

ニュースや新聞報道のとおり、防衛力強化に係る財源確保のため、

- 1 所得税額に対して、1%の付加税、ただし当分の間、復興所得税を1%引き下げる
- 2 法人税額に4%～4.5%新たな付加税を設ける  
という税制が、令和6年以降開始される予定です。

( 代 表 立 川 勝 一 )